

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	受託職の役 員の数(人)	備考
1	定期建物賃貸借(千葉県・ 千葉市金相路センター)に かかる清掃業務委託	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	株式会社リハビシステム 〒23-2 神奈川県横浜市神奈川区鶴巻町2-23-2	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	1,166,400	-	
2	定期建物賃貸借(千葉県・ 千葉市金相路センター)にかか る清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	大聖ビル管理株式会社 東京都中央区京橋2-10-2 ぬ利部 ビル南館	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	4,718,108	-	
3	建物賃貸借(千葉県・千葉 第2事務センター)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	株式会社シズミズビルラフウェイ 東京都中央区京橋2-10-2 ぬ利部 ビル南館	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	2,641,680	-	
4	文書保管委託業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	東京ロジックシステム株式会社 東京都中央区本町3-801-1	現在、賃貸借契約を締結している倉庫内の条 件であることから、同倉庫の賃貸借契約の相手 方である当該相手方と日本年金機構会計規程 第14条第1号により随意契約とする。	-	88,750	-	単価契約 調達予定総額 1,129,086円
5	制度改正等対応に係る労働 者派遣	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	株式会社総合キャリアアソシエーション 東京都渋谷区渋谷2-22-3	入札による派遣が開始できるまでの短期間で緊 急的な契約であることから、当該契約は特定 の相手方と日本年金機構会計規程第14条第1号 により随意契約とする。	-	13,890,708	-	単価契約 調達予定総額 3,869,456円
6	建物賃貸借(東京都・東京 事務センター(TFビル))に かかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	株式会社東武ビルサービス 東京都港区浜松町2-4-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	2,410,440	-	
7	建物賃貸借(東京事務セン ター・歩道町分室)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 1日	平和サービス株式会社 東京都中央区日本橋本町9-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	1,552,319	-	
8	貸室一時使用賃貸借(港年 金事務所所定時決定時調査 会場)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 4月 22日	株式会社高松建設株式会社 〒100-0001 東京都千代田区千代田2-4-1	地域、面積、賃料等を調査した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	1,188,000	-	
9	貸室一時使用賃貸借(品川 年金事務所所定時決定時調 査会場)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 5月 29日	株式会社 高松建設 東京都品川区大崎5-1-5	地域、面積、賃料等を調査した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	974,360	-	
10	定時決定時調査会場賃料 (立川年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 5月 30日	立川園芸株式会社 東京都立川市曙町2-38-5	地域、面積、賃料等を調査した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-		-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品、役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
11	建物賃貸借(千葉第2事務 センター増床分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 6月 4日	株式会社金剛ビー・クル 東京都西多摩郡瑞穂町新橋みどり 松原26-17	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	5,824,224	-	
12	建物賃貸借(神奈川県・神 奈川事務センター(関内4 階))	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 6月 5日	株式会社新井清太興業 神奈川県横浜市中区馬場1-6	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	11,922,610	-	
13	建物賃貸借(東京事務セン ター事務分室)延長分	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 6月 12日	平和不動産株式会社 東京都中央区日本橋兜町1-10	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	43,575,532	-	
14	建物賃貸借(東京事務セン ターTFT西館北5・6F)延長 分	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 6月 12日	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	22,384,810	-	
15	建物賃貸借(新横浜常設型 出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 7月 31日	有限会社緑樹 神奈川県横浜市中区末吉町2-27	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	5,368,013	-	
16	建物賃貸借(鶴見年金事務 所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 7月 31日	東京ガス都市開発株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	62,082,405	-	
17	山梨県内年金事務所(IVR転 送設定一式)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 8月 11日	東洋ネットワーク株式会社 東京都中央区築地7-4-1	一般競争入札を実施したが、落札者がなかった ことから、日本年金機構会計規程第14条第6号 により随意契約とする。	-	1,233,360	-	
18	新横浜常設型出張相談所 の什器等の購入	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 8月 26日	株式会社タキネット 東京都千代田区神田和泉町1-11	日本年金機構会計規程第14条第4号 契約に係る予定価格が少額であるため。	-	2,440,800	-	
19	鶴見年金事務所の什器等 の購入	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年 9月 26日	株式会社タキネット 東京都千代田区神田和泉町1-11	一般競争入札を実施したが、落札者がなかった ことから、日本年金機構会計規程第14条第6号 により随意契約とする。	-	11,340,000	-	
20	建物賃貸借(千葉県・千葉 第2事務センター)東区面増 床分	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年10月24日	マスコホーム株式会社 東京都千代田区神田須田町2-7-1	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが 最適なビルであり、当該ビル所有者と契約するこ とが事業の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	6,218,270	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
21	建物賃貸借(観音年金事務 所)にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年10月31日	東京ガスファンリティーサービステクニ クス株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	3,703,612	-	
22	建物賃貸借(特養山県・神 奈川事務センター(関内3 階))	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年11月14日	株式会社都立増大商店 神奈川県横浜市西区上町1-8	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	11,764,170	-	
23	建物賃貸借(東京都・東京 事務センター(JFビル))	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年11月25日	株式会社東都ビルサービス 東京都江東区有明3-11-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	29,897,928	-	
24	建物賃貸借(千葉県・新共 同倉庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年12月1日	株式会社第一ビルディング 東京都中央区銀座2-4-12	当該ビルが、賃料等を納入した結果、当該ビルが 退去となり、当該ビル所有者と契約するこ とが施設の運営上必要であり、当該相手方と日 本年金機構会計規程第14条第1号により随意 契約とする。	-	11,319,960	-	
25	足立倉庫保管文書の整理 作業補助等の業務委託一 式	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年12月4日	大成倉庫株式会社 東京都足立区千住西元町28-6	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	4,712,834	-	
26	定期建物賃貸借(千葉県・ 千葉事務センター3階増床 分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成26年12月18日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,594,056	-	
27	定期建物賃貸借(東京都・ 港年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月18日	株式会社都立株式会社 東京都新宿区西新宿2-4-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	427,211,016	-	
28	建物賃貸借(神奈川県・横 浜年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月24日	株式会社都立スカイビル 神奈川県横浜市西区西馬場2-19-12	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	58,553,280	-	
29	建物賃貸借(東京都・足立 常設型出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月26日	有限会社日青エンタープライズ 東京都足立区南田7-1-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	18,937,320	-	
30	定期建物賃貸借(東京都・ 中央年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月26日	丸森建設株式会社 東京都中央区銀座6-16-12	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手としか 契約することができないため、日本年金機構会 計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	847,829,880	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役員の数(人)	備考
31	建物賃貸借(東京都・新宿区・年相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月26日	松岡商事株式会社 東京都新宿区西新宿1-7-4	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	99,588,912	-	
32	定期建物賃貸借(神奈川県・横浜・年相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月26日	-	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	59,267,866	-	
33	定期建物賃貸借(神奈川県・横浜・戸塚年相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月26日	吉本株式会社 神奈川県横浜市中区西町10	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	89,207,760	-	
34	定期建物賃貸借(千葉県・千葉事業センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月27日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	175,490,208	-	
35	建物賃貸借(山梨県・山梨事業センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年2月27日	株式会社デンソー 山梨県甲府市南町9-30	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	77,395,470	-	
36	建物賃貸借(神奈川県・藤沢常設型出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月4日	有限会社藤沢ビル 神奈川県藤沢市藤沢12-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	14,120,565	-	
37	定期建物賃貸借(東京都・江戸川常設型出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月4日	株式会社東京交際会 東京都千代田区有明2-10-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	16,193,160	-	
38	定期建物賃貸借(東京都・国分寺年相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月5日	JRC東京西武ビル開発株式会社 東京都八王子市相模1-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	36,670,140	-	
39	定期建物賃貸借(東京都・江東常設型出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月6日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-4-6	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	9,720,360	-	
40	建物賃貸借(神奈川県・神奈川事業センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月6日	東武プロパティーズ株式会社 東京都神奈川区神上1-1-2	ビル所有者と継続して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	358,407,612	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
41	駐車場賃貸借(神奈川県・ 鶴岡年金事務所・3台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月6日	東京ガス都市開発株式会社 東京都新宿区西新宿3-7-1	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,166,400	-	
42	定期建物賃貸借(東京都・ 足立共同倉庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月9日	大成倉庫株式会社 東京都足立区立花五丁目28-6	倉庫所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	24,798,960	-	
43	建物賃貸借(東京都・南大 沢共同倉庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月9日	東京ロジック・システム株式会社 東京都東大和市中央3-881-1	倉庫所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	143,058,552	-	
44	定期建物賃貸借(東京都・ 池袋年金事務所会議室・倉 庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月9日	野村證券株式会社 東京都豊島区南池袋3-10-8	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	9,409,932	-	
45	駐車場賃貸借(東京都・港 年金事務所・2台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月9日	住友不動産株式会社 東京都新宿区西新宿2-4-1	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,166,400	-	
46	定期建物賃貸借(神奈川県・ 果・横浜西年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月10日	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-19	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	140,429,880	-	
47	定期建物賃貸借(東京都・ 上野年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月11日	日本GE株式会社 東京都港区赤坂2-20	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	209,421,984	-	
48	建物賃貸借(東京都・東京 事務センター(TFIC))	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	株式会社東京ビッグサイト 東京都江東区有明3-11-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	888,416,016	-	
49	定期建物賃貸借(千葉県・ 千葉事務センター)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	大星ビル管理株式会社 東京都中央区本町4-22-2	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	5,316,978	-	
50	定期建物賃貸借(東京都・ 中央年金事務所)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	中央ビルマネジメント株式会社 東京都千代田区村田土代町7	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため。	-	2,038,176	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再試験の役員の数(人)	備考
51	建物賃貸借(東京都・新宿区年金相談センター)にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	ゼットエフエフ株式会社 東京都新宿区西新宿1-7-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	-	3,961,440	-	
52	定期建物賃貸借(東京都・南関東ブロック本部長 町田 好正) 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	株式会社ケンケイビルマネジメント 東京都千代田区豊洲2-3-11NB 戸田東/水ビル3階	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	-	5,261,760	-	
53	駐車場賃貸借(東京都・江戸川年金事務所・7台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	株式会社アーネスト 東京都江戸川区東小松川2-35-5	駐車場所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,542,240	-	
54	建物賃貸借(東京都・東京事務センター(TTC))にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月12日	株式会社東武ビルサービス 東京都新宿区東横町2-4-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため。	-	12,190,914	-	
55	定期建物賃貸借(神奈川県・横浜相模大野年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月13日	小田急不動産株式会社 東京都渋谷区代々木2-28-12	ビル所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	80,799,120	-	
56	定期建物賃貸借(東京都・世田谷年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月13日	東武急行電鉄株式会社 東京都渋谷区南平町5-8 東京不動産株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-21-2	地域、面積、賃料等を勘案した結果、当該ビルが最適なビルであり、当該ビル所有者と契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	567,407,957	-	
57	定期建物賃貸借(東京都・品川年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月13日	株式会社高橋建設 東京都品川区大崎5-1-5	ビル所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	178,714,920	-	
58	建物賃貸借(東京都・立川年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	株式会社高橋建設 東京都立川市曙町2-7-16	ビル所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	30,452,436	-	
59	建物賃貸借(八王子常設出張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	株式会社エフ・イー・アセット 東京都八王子市市街山22-1	ビル所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	5,303,232	-	
60	建物賃貸借(東京都・大森年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	株式会社東武 東京都大田区山王2-8-28	ビル所有者と締結して契約することが施設の運営上必要であり、当該契約は特定の相手としか契約することができないため、日本年金機構会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	36,671,760	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就労の役 員の数(人)	備考
61	建物賃貸借(東京都・町田 年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	日本土地建物株式会社 東京都千代田区霞が関1-4-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	25,053,912	-	
62	定期建物賃貸借(神奈川県・川 崎・横浜4年金事務所)にか かる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	株式会社千代田ビルマネジメント 東京都港区虎ノ門3-18-18	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	3,110,400	-	
63	定期建物賃貸借(神奈川県・神奈川 県・戸塚年金相談センター) にかかる清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	東京建設管理株式会社 神奈川県横浜市中央区本町1-1-1	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため、	-	1,293,912	-	
64	駐車場賃貸借(山梨県・甲 府年金事務所・20台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月16日	株式会社山梨女子専門学校 山梨県甲府市後藤1-3-14	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,464,000	-	
65	定期建物賃貸借(東京都・ 渋谷年金事務所金蔵室・倉 庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月17日	有限会社ジェイン 群馬県前橋市後町8-38	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	16,744,836	-	
66	建物賃貸借(東京都・青梅 年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月17日	-	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	101,847,710	-	
67	定期建物賃貸借(千葉県・ 柏年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月17日	株式会社これや 千葉県柏市柏4-6-11	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	41,566,138	-	
68	建物賃貸借(千葉県・松戸 年金事務所所年金相談分室)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月17日	株式会社インテリア西本 千葉県松戸市山崎4-418	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	26,377,880	-	
69	建物賃貸借(千葉県・千葉 年金相談センター)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月17日	小田急不動産株式会社 東京都渋谷区渋谷1-47-1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	92,536,800	-	
70	駐車場賃貸借(千葉県・市 川年金事務所・3台分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月20日	株式会社イー・エス・ホールデー ンクス 大阪府大阪市東淀川区津町1-2-17	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,166,400	-	

日本年金機構会計規程第24条に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

【随意契約によるもの】

(平成26年度)

番号	物品・役務等の名称 及び数量	契約責任者の氏名並びに その所属する部署の名称 及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠規定 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	再就職の役 員の数(人)	備考
71	定期建物賃貸借(千葉県・ 市川年金事務所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月20日	株式会社イーシー・エスホールデ ィングス 大阪府大阪市東淀川区東1-2-17	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	86,633,352	-	
72	駐車場賃貸借(東京都・青 梅年金事務所・11台)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月28日	-	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	1,354,320	-	
73	定期建物賃貸借(東京都・ 世田谷年金事務所・倉庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月27日	浅見建設株式会社 東京都世田谷区駒込4-15-11	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	826,200	-	
74	定期建物賃貸借(東京都・ 大田年金事務所分室・倉 庫)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月27日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城東1-4-35	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	18,899,172	-	
75	建物賃貸借(東京都・大森 年金相談センター)にかかる 清掃業務	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月27日	株式会社東原 東京都大田区山王2-5-26	日本年金機構会計規程第14条第1号 ビル所有者の指定業者であり、当該契約は特定 の相手としか契約することができないため、	-	1,360,800	-	
76	駐車場賃貸借(東京都・世 田谷年金事務所・12台分)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月27日	世田谷株式会社 東京都渋谷区道玄坂1-6-1	駐車場所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	977,568	-	
77	建物賃貸借(市川常設型出 張相談所)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月31日	-	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	8,221,944	-	
78	事務室等使用料(千葉県・ 千葉年金事務所茂原分室)	日本年金機構 理事長代理人 南関東ブロック本部長 町田 好 正 東京都新宿区大久保2-12-1	平成27年3月31日	茂原市役所 千葉県茂原市道永1	ビル所有者と継続して契約することが施設の運 営上必要であり、当該契約は特定の相手とし か契約することができないため、日本年金機構 会計規程第14条第1号により随意契約とする。	-	5,040,000	-	